

全養協通信

平成24年9月14日 発行

全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

〒100-8980 TEL03-3581-6503 FAX03-3581-6509

<http://www.zenyokyo.gr.jp/>

「全養協通信」は、全養協事務局から全国の児童養護施設にお送りしています

《今号のトピックス(見出し一覧)》

1. 厚生労働省が『児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために』をとりまとめ、事務連絡を发出(9月7日)
2. 措置延長による大学等進学者に対して特別育成費等を適用
～平成25年度家庭福祉対策関係予算概算要求の概要(9月5日)～
3. 社会保障・税一体改革に係る「子ども・子育て関連三法」および「消費税法の一部改正法」等が可決・成立(8月10日)
4. 厚生労働省が「社会的養護関係施設の自己評価と第三者評価の取組」について事務連絡を发出(9月7日)
5. 厚生労働省「社会的養護リソースマップ(平成23年10月時点)」を公開(9月7日)
6. 児童相談所での児童虐待相談対応件数が59,862件(速報値)に
7. 厚生労働省人事異動について(9月10日付)
8. 児童福祉週間「標語募集」について
9. 全社協・全養協からのお知らせ

1. 厚生労働省『児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために』をとりまとめ、事務連絡を发出(9月7日)

昨年7月の「社会的養護の課題と将来像」を受けて、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課では、本年6月から「施設の小規模化及び家庭的養護推進ワーキンググループ」を設置して、その課題等について検討してきました。そして、このほど、『児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために』をとりまとめ、さる9月7日に都道府県・指定都市・児童相談所設置市あてに事務連絡を行いました。

◆「課題と将来像」を受け、今後10数年をかけた具体化に向け資料を作成

この『児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために』は、国が施設及び自治体関係者向けのマニュアル、参考資料としてまとめたものです。「社会的養護の課題と将来像」において示した、今後10数年をかけて達成する目標の具体化に向けた内容となっており、小規模化の「意義、課題と対応」から、「推進するための予算制度」「グループの人員配置と応援職員の配置」「施設の全体の構成」「小規模化・地域分散化に対応した運営方法」「小規模化・地域分散化の方法・ステップ」といった構成となっています。「小規模化したグループの人員配置と応援職

員の配置」については、「現行の基本配置（小学生以上 5.5 : 1）」と「課題と将来像の目標水準である基本配置（同 4 : 1）」の 2 通りの人員配置による職員構成を例示しています。

◆ 全養協は、小規模化の必須要件として「職員配置基準の改善」等を主張

全国児童養護施設協議会（全養協）は、全国乳児福祉協議会とともにこの検討ワーキングに参加して、次のような主張、意見表明を行ってきました。

- ▶ 養育の質の確保や、職員の勤務条件の改善等を図るうえで、現状の職員配置でも十分ではないなかで、小規模化の推進にあたっては基本配置の引き上げは必須要件である。また、施設の実情をふまえ、多様で柔軟な勤務形態が認められるべきである。
- ▶ 小規模化の計画は自治体が地域の社会的養護の需要を勘案しつつ進めることが基本であり、今後 10 数年をかけて実現するものであることを改めて明記すべきである。
- ▶ 小規模化・地域分散化は、深刻な発達課題等を持つ子どもが増えてきていることから、本体施設には多様な支援機能を拡充・統合するとともに、ユニットの定員のあり方等についても柔軟な考え方で対応できることを認めるべきである。
- ▶ 小規模化に対応できる職員の教育、訓練が追いついていない現状にある。人材の確保・育成が大きな課題である。
- ▶ 【乳児院】乳児院の特性（24 時間 365 日体制で生命を守り養育する施設）をふまえ、小規模化・地域分散化した場合においても、夜間の一時保護など、緊急対応ができる体制の整備が重要である。

全養協では、社会保障・税一体改革における消費税財源に基づく「社会的養護の充実」の実現に向けて今後の動向を注視するとともに、必要な対応を図っていきます。

なお、本資料において都道府県の整備計画や各施設における家庭的養護推進計画の策定等が示されており、これらの詳細等は別途通知される予定です。また、施設の小規模化・地域分散化を実践している施設の事例集が作成される予定となっています。小規模化と家庭的養護の推進にあたっては、各自治体における社会的養護の必要整備量との関係が大きいいため、施設と行政における十分な検討が必要になります。

『児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために』を同封しています(会員施設のみ)
近日中に厚生労働省ホームページにアップされる予定となっています(9/14 確認)

2. 措置延長による大学等進学者に対して特別育成費等を適用

～平成 25 年度家庭福祉対策関係予算概算要求の概要(9 月 5 日)～

厚生労働省は、平成 25 年度予算概算要求をとりまとめ、財務省に提出しました。

家庭福祉対策関係予算では、社会的養護体制の充実として約 967 億円の概算要求が行われていますが、そのうち児童入所施設措置費関係は 909.6 億円となっており、24 年度予算より 16 億円超の増額となっています。

今回の概算要求では、「児童養護施設等の家庭的養護への転換を図るための施設整備の充実」として 36 億円が計上されていますが、うち、16 億円は「児童養護施設などの小規模化・地域分散化を通じ、家庭的養護への転換を強力に推進するため、各都道府県で策定する小規模化等の計

画に基づく施設整備について、新たに作成するとされる基準に照らして評価の高いものから優先的・重点的に支援するとしています。具体的には、次世代育成支援対策施設整備交付金に交付基礎点数を嵩上げ（社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金並みの1.35倍）する仕組みを設ける」特別枠となります。

また、「要保護児童の自立支援の充実」として、「措置延長による大学等進学者に対する特別育成費及び大学進学等自立生活支度費等の適用」や「中卒・高校中退等児童に対する資格取得等特別加算の適用」が新規事項に盛り込まれています。その他、24年度に引き続き里親支援専門相談員や心理療法担当職員の配置の推進を要求しています。しかし、今回示されたこれらの家庭福祉対策関係予算概算要求の内容は、個別の予算要求金額を明示せずに項目だけ記載する、いわゆる事項要求となっているため、社会保障の自然増分を除いて最終的にどの項目にどの程度の予算を確保できるかは不明です。

平成25年度 厚生労働省家庭福祉対策関係予算概算要求の概要(一部抜粋)

(平成24年度予算額) (平成25年度概算要求額)
287,561百万円 → 295,742百万円

1. 社会的養護体制の充実

94,149百万円→96,728百万円

(うち、児童入所施設措置費89,281百万円→90,959百万円)

- (1) 児童養護施設等の家庭的養護への転換を図るための施設整備の充実(一部重点要求)
3,600百万円
- (2) 施設における家庭的養護の推進
小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の増を図る。家庭的養護への転換を図るため、建物の賃借料の措置費算定(月額10万円)
- (3) 里親支援等の推進
 - 里親支援専門相談員の配置
 - ファミリーホームへの賃借料の算定
 - 里親支援機関事業の推進
 - 調査研究事業の実施
- (4) 被虐待児童等への支援の充実
 - 受け入れ児童数の拡大
 - 児童養護施設等の心理療法担当職員の配置の推進
 - 母子生活支援施設特別生活指導費加算の充実
 - 母子生活支援施設に保育設備を設けている場合の保育士の人員配置の引上げ
 - 児童家庭支援センター運営等事業の推進
- (5) 要保護児童の自立支援の充実
 - 措置延長による大学等進学者に対する特別育成費及び大学進学等自立生活支度費等の適用
 - 中卒・高校中退等児童に対する資格取得等特別加算の適用
 - 自立援助ホームの設置推進

平成25年度厚生労働省所管概算要求関係(予算概算要求の概要)は、
厚生労働省ホームページに掲載されています(各部局の概算要求の概要もご覧いただけます)

<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/13syokan/>

3. 社会保障・税一体改革に係る「子ども・子育て関連三法」および

「消費税法の一部改正法」等が可決・成立(8月10日)

さる8月10日の参議院本会議において、社会保障・税一体改革関連法案の採決が行われ、「子ども・子育て新システム」に係る、いわゆる「子ども・子育て関連3法案」と、安定財源の確保等を図るための「消費税法の一部改正法案」がそれぞれ可決・成立しました。これにより、昨年6月の政府・与党社会保障改革検討本部決定「社会保障・税一体改革成案」のなかで「社会保障費用の推計」として示された、子ども・子育て関連の所要額0.7兆円について、2015(平成27)年10月からとされている消費税率10%引き上げ時の財源の確保について一定の目途が立ったということになります。

◆ 社会的養護は「専門性」と「広域性」の観点から都道府県の施策に規定

今回、可決・成立した「子ども・子育て関連3法案」のひとつである「子ども・子育て支援法」の第三条の2で、「都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない」と規定しています。また、第六十三条の2「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」に盛り込む事項として「四 保護を要する子どもの養育環境の整備、(中略)その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項」と規定していることから、要保護児童対策としての社会的養護は、「専門性」や「広域性」の観点から、子ども・子育て新システムにおいても、都道府県の施策に位置づけられています。(下線は全養協事務局)

◆ 社会的養護の職員体制の強化(人員配置基準4:1)への道のり

「社会的養護の職員体制の強化」は、前述の子ども・子育て関連所要額0.7兆円のうち、人員配置基準の改善をはじめとする保育等の質の改善のための費用(処遇改善を含む)0.3兆円のなかに位置づけられています。児童養護施設の人員配置基準は、平成24年度予算で約35年ぶりに引き上げ(6:1→5.5:1)が行われましたが、「社会的養護の課題と将来像」に示された水準(4:1)を実現するためには、財源確保の課題として、この消費税率の引き上げを含む社会保障・税一体改革の動向にかかっています。今般の関連法の可決・成立により、人員配置基準4:1に向けて一歩前進したといえますが、国政も不安定な状況が続いており、実現に向けては引き続きこれら動向の注視と、人員配置の改善を求めていく必要があります。

首相官邸ホームページ「社会保障・税一体改革ページ」

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/syakaihosyou.html>

内閣府・少子化対策ホームページ「子ども・子育て関連3法」

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomo3houan/index.html>

4. 厚生労働省が「社会的養護関係施設の自己評価と第三者評価の取組」について事務連絡を发出(9月7日)

「社会的養護の課題と将来像」に基づく施設の運営の質の向上を図るため、本年度から、3年に1回以上の第三者評価の受審と公表が、それ以外の年度では自己評価の実施が義務化されています。これらの自己評価及び第三者評価について各施設の取組が円滑に推進されるよう、昨年度、施設運営指針と第三者評価基準の策定検討に携わった施設運営指針等ワーキンググループの各座長及び学識経験者に加え、社会的養護施設の第三者評価に経験と識見を有する評価調査者の参画により「社会的養護関係施設第三者評価等推進研究会」が設置されています。このほど、標記研究会により「社会的養護関係施設の自己評価と第三者評価の取組」が作成され、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市行政に事務連絡として通知されました。

「社会的養護関係施設の自己評価と第三者評価の取組」では、自己評価とは何か、第三者評価とは何か、また、両者の関係について説明が行われています。また、これからすべての施設が取り組まなければいけない自己評価の実施方法や、第三者評価の受審と公表の流れが説明されており、各施設必読の資料となっています。この資料は、第三者評価について、すでに独自の基準と方法を用いて実施している東京都を除き、全国共通の評価基準を採用する県・市の施設において参考となるものです。

全国共通の評価基準や、自己評価および第三者評価の実施については本年3月29日に国から通知されており、厚生労働省のホームページに掲載されています(会員施設には全養協通信第232号でお知らせしています)。また、第三者評価事業については、全国推進機関の全国社会福祉協議会が専用ホームページを開設していますのでご参照くださいますようお願いいたします。

厚生労働省ホームページ「社会的養護の第三者評価について」

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/03.html

全国社会福祉協議会・第三者評価事業専用ホームページ

<http://www.shakyo-hyouka.net/> (TOP)

<http://www.shakyo-hyouka.net/group2.html> (社会的養護)

5. 厚生労働省「社会的養護リソースマップ(平成23年10月時点)」を公開(9月7日)

厚生労働省は、都道府県・指定都市ごとの社会的養護資源(施設・機関等)を地図上に記載した「社会的養護リソースマップ(平成23年10月現在)」をホームページに公開しました。

厚生労働省ホームページ「社会的養護リソースマップ(平成23年10月現在)」

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/sonota/resource_map.html

6. 児童相談所での児童虐待相談対応件数が59,862件(速報値)に

さる7月26日、厚生労働省は全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議を開催し、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果(第8次報告概要)」ならびに、平成23年度の児童虐待相談対応件数を公表しました。児童虐待相談対応件数は、前年度(22年度56,384件※福島県を除いた数値)を大きく上回り、59,862件(速報値)で過去最多となりました。

死亡事例等の検証結果については、対象の22年度発生・表面化した児童虐待による死亡事例(98人/事例82件)のうち、心中以外の虐待死(51人)は、0歳児が23人(45.1%)と最も多く、3歳以下を合わせると43人(84.3%)と大部分を占めています。

厚生労働省ホームページ

「子ども虐待による死亡事例等の検証結果(第8次報告の概要)及び児童虐待相談対応件数等」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002fxos.html>

7. 厚生労働省人事異動について(9月10日付)

厚生労働省は、9/10付で人事異動を行いました。主な内容は以下のとおりです。

新役職	氏名	旧役職
厚生労働事務次官	金子 順一	労働基準局長
雇用均等・児童家庭局長	石井 淳子	大臣官房審議官(雇用均等・児童家庭局、少子化対策担当)
雇用均等・児童家庭局総務課長	定塚 由美子	社会・援護局福祉基盤課長
同 家庭福祉課長	大鶴 知之	国立病院機構企画経営部長
同 母子保健課長	桑島 昭文	大臣官房付
老健局介護保険計画課長	高橋 俊之	雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長
辞職	阿曾沼 慎司	厚生労働事務次官
辞職	高井 康行	雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省ホームページ「幹部名簿(平成24年9月11日付)」

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/kanbumeibo/>

8. 児童福祉週間「標語募集」について

厚生労働省では、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間で「児童福祉週間」と定めています。この期間に博物館や科学館の入場料の減免や、子ども向けイベント、子育て応援イベントの開催等により、国民全体で子どもの健やかな成長を考えようという取り組みが各地で開かれます。

厚生労働省、全国社会福祉協議会、こども未来財団では、この児童福祉週間の平成25年度の標語を10月22日(月)まで募集しています。未発表の作品ならば、どなたでも応募でき、郵便、ファクシミリ、インターネットいずれからでも可能です。最優秀作品は全国各地で行う広報・啓発活動などで活用されます。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

こども未来財団ホームページ「平成25年度第67回『児童福祉週間』標語の募集について」

<http://www.kodomomiraizaidan.or.jp/jidohukushi/24hyogo-bosyu25.html>

9. 全社協・全養協からのお知らせ

(1) 第66回全国児童養護施設長研究協議会を開催します(11/27~29 熊本県熊本市)

11月27日(火)~29日(木)の3日間、熊本県熊本市「熊本ホテルキャッスル」にて、「第66回全国児童養護施設長研究協議会(熊本大会)」を開催します。

本年度は「現場実践からみる社会的養護の課題~社会的養護の連携と協働~」をテーマに、「施設運営と人材育成」「小規模化のためのマネジメントのあり方」「子どもの養育と自立支援」「子どもの発達保障と権利擁護」「施設運営指針と第三者評価」「『子ども家庭福祉・社会的養護に関する制度のあり方検討』の再開」の6つの研究部会を設置して研究協議を行います。また、シンポジウム「社会的養護の連携と協働~ケアの連続性・一貫性のために~」を開催して、児童相談所と児童養護施設の問題に焦点を当てながら課題克服のための検討を行います。その他、本大会では、日本社会事業大学理事長で前熊本県知事の潮谷義子氏より「未来に生きる子どもたち」をテーマにした記念講演等のプログラムを予定しています。

詳細は、すでに各施設に送付している開催要綱および宿泊等のご案内(申込書)をご確認ください。多くの皆様のご参加をお待ちしています。

(開催要綱等は、後日全養協ホームページ<http://www.zenyokyo.gr.jp/>に掲載いたします)

(2) 「第21回雨宮児童福祉財団就学助成金」申請要項をお送りしています

雨宮児童福祉財団より、本年度も児童福祉施設等を利用している児童が進学を希望し、専門学校、大学・短大等に入学する場合の修学助成金として入学金を助成していただけます。

①対象：平成25年3月に高校卒業後、大学・短大・専門学校・専修学校に進学する方のうち、他の機関から返済義務のない入学金の助成を受けていない方。

②助成内容：入学金のみ(返済義務はありません)

③申請締切：【一次締切日】平成24年10月31日(水) 必着

【最終締切日】平成24年11月26日(月) 当日消印有効

④応募方法：各施設にお送りしている申請要項をご参照ください。

(申請要項は全養協ホームページ<http://www.zenyokyo.gr.jp/>にも掲載しています)